

( 別添 1 2 )

## 沿道施設である休憩所に係る「都市計画法第 3 4 条第 9 号」の運用基準

( 平成 1 2 年 1 1 月 1 日 施 行 )

( 平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日 一部改正 )

道路の円滑な交通を確保するためのドライブイン等の休憩所に係る開発行為等に関する「都市計画法第 3 4 条第 9 号」の規定の運用基準は、申請の内容が原則として次の各項に該当するものであること。

- 1 . 当該申請に係る建築物の用途は、主として中長距離を走行する自動車の運転者及び同乗者が休憩のため利用できる「駐車場を有する休憩所施設」であること。

この場合、この「休憩所施設」には前記の目的の範囲内で設けられる食堂、喫茶室、飲食物売場、物産品売場を含むものとするが、住宅部分を有しないものであること。

- 2 . サービスの対象とする道路は、一般国道、県道、県道に準ずる道路と認められる市道の主として自動車交通の用に供する道路であって、その車道幅員が 6 m 以上のものであること。

- 3 . 建築物の敷地が、サービスの対象とする道路に敷地外周の 1 / 7 以上が接していること。

- 4 . 次の要件に十分留意して計画されていること。

( 1 ) 車両の出入り並びに歩行者の通行に支障をきたさないよう、また、前面道路の走行車両の交通上の障害とならないよう、交通安全についての適切な配慮がなされていること。

( 2 ) 少なくとも収容人員 4 人に 1 台の割合で算出した台数以上の小型四輪自動車が駐車できる広さの駐車場が敷地内に有効に配置されていること。

なお、収容人員の算定が困難な場合は、敷地の過半の面積が駐車場であること。

( 3 ) 敷地内の緑化について適切な配置がなされていること。

- 5 . 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

6 . 基準 2 の「県道に準ずる道路と認められる市道の主として自動車交通の用に供する道路」とは、次に掲げる道路をいう。

( 1 ) 市道下鶴間桜森線 ( 旧国道 2 4 6 号線 )

( 2 ) 市道南大和相模原線